

配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第5次）における指標の状況

資料2-1

本計画（令和5年度～令和9年度）では、「すべての県民がDVを許さない意識をもった社会を目指す。DVを発生させないことを目指し、万が一被害を受けたときは安心して相談・避難ができる、自立した生活を取り戻せる社会を目指す。」を基本理念とし、以下の5つの基本目標のもと施策を推進。

評価するために設定していた指標の結果は下記のとおり（数値：上昇指標↗青、横ばい指標→黄、下降指標↘赤）

基本目標		推進施策	評価指標	計画策定時 (R4直近値)	現況値 (直近値)	現況値との 比較	目標値 (R9)
発生予防	1 配偶者等からの暴力を許さない意識の醸成	(1) 県民への意識啓発	広報（イベント）実施市町村数	20市町村 (R4.10)	25市町村 (R6.11)	+5市町村	39市町村
		(2) 学校・家庭・地域での人権教育の推進	データDV予防啓発出前講座を行った学校数	年間平均7校 (R4)	年間平均8校 (R6)	+1市町村	年間平均7校
		(3) DV加害者への取組					
体制整備	2 配偶者等からの暴力を許さない社会づくりのための推進体制整備	(1) 配偶者暴力相談支援センターにおける支援の強化	DVの相談先を知っている県民の割合	44.1% (R4)	44.1% (R4)	—	67.0%
		(2) 市町村におけるDV対策の促進	専任女性相談員の配置市町村数	4市町村 (R4.10)	6市町村 (R6.11)	+2市町村	12市町村
		(3) 関係機関との連携強化	DV基本計画を策定している市町村数	15市町村 (R4.10)	16市町村 (R6.11)	+1市町村	20市町村
相談体制の充実	3 安心して相談できる体制の強化	(1) 安心して相談できる体制の強化	「DV相談対応の手引き」の活用市町村数	14市町村 (R4.10)	20市町村 (R6.11)	+6市町村	39市町村
		(2) 相談員等の育成					
		(3) 苦情処理体制の整備					
被害者の保護	4 DV被害者を安心・安全に保護する体制の強化	(1) 一時保護体制の確保	一時保護者の生活面の充足度	71.4% (R3入所者)	61.8% (R5入所者)	-9.6%	80.0%
		(2) DV被害者が安心できる安全な保護体制の確保					
被害者の自立支援	5 DV被害者の自立に向けた支援の強化	(1) 総合的な支援の強化	市町村のDV対応機関と要保護児童対策地域協議会（要対協）との連携市町村数	32市町村 (R4.10)	35市町村 (R6.11)	+3市町村	39市町村
		(2) 就業支援の強化					
		(3) 住宅支援の強化					
		(4) 同伴する子ども等への支援の強化					